

消費者団体訴訟制度に係る論点整理

- 適格消費者団体の要件 -

1. 基本的考え方

2. 適格要件の具体的な在り方

(1) 法人格、団体の目的

(2) 活動実績

(3) 人的基盤、財政基盤、組織運営体制

基本的考え方

組織運営体制

人的基盤

財政基盤

(4) 団体の規模

(5) 事業者等からの独立性

(6) 暴力団等反社会的存在の排除

1. 基本的考え方

消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の要件は、以下の三つの観点が基本となる。(参考1)

- ア. 消費者全体の利益を代表して消費者のために差止請求権を行使できるかどうか (消費者利益代表性)
- イ. 差止請求権を行使し得る基盤を有しているかどうか (訴権行使基盤)
- ウ. 不当な目的で訴えを提起するおそれはないか (弊害排除)

具体的な適格要件の設定にあたっては、適格消費者団体の行使する差止請求権が、社会的にも経済的にも大きな影響を与え得るものであることを踏まえ、明確かつ適切な基準とする必要がある。

仮に、不適切な団体が差止請求権を行使した場合、消費者全体の利益をかえって損ねてしまうだけでなく、事業者の正当な事業活動を阻害することとなる。このような事態を防ぐような要件の設定が必要である。

適格要件への適合性を認められた団体については、事後的にも当該要件を満たす必要がある。こうした事後的担保措置や制度の濫用防止の問題については、適格性の判断主体の問題と合わせて、次回検討委員会(3月31日)で議論を行う予定。

(参考1) 消費者団体訴訟制度検討委員会 「消費者団体訴訟制度の骨格について」(平成16年12月22日) 抜粋

3. 適格消費者団体の要件の在り方

(1) 基本的考え方

消費者団体訴訟制度が、消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体(適格消費者団体)に対し差止請求権を認める制度であることを踏まえると、適格消費者団体の要件は、以下の3つの観点の基本とすべきである。

ア．消費者全体の利益を代表して消費者のために差止請求権を行使できるかどうか (消費者利益代表性)

イ．差止請求権を行使し得る基盤を有しているかどうか (訴権行使基盤)

ウ．不当な目的で訴えを提起するおそれはないか (弊害排除)

具体的な適格要件の設定にあたっては、適格消費者団体の行使する差止請求権が、社会的にも経済的にも大きな影響を与えうるものであることを踏まえ、明確かつ適切な基準とする必要がある。

2. 適格要件の具体的な在り方

(1) 法人格、団体の目的

消費者全体の利益を代表して、消費者のために差止請求権を行使できる団体であると判断されるためには、適格消費者団体となる法人は、「消費者全体の利益擁護」を目的としている必要がある。

また、営利を目的とする法人(法人の構成員に財産上の利益を分配することを目的とする法人)については、適格消費者団体から除外する必要がある。
(参考2)

このため、いわゆる消費者問題とは異なる分野を目的とする法人はもとより、消費者問題に取り組んでいても、特定の者の利益の擁護や団体の構成員の相互扶助を目的とする法人は適格消費者団体から除外される必要がある。

(参考3)

(例)・営利を目的とする法人

会社 等

・消費者問題とは異なる分野を目的とする法人

各種の会社、農協、事業協同組合、生活衛生同業組合、労働組合、宗教法人、政治団体 等

・消費者問題に取り組んでいても、団体の構成員の相互扶助を目的とする法人

生活協同組合 等

消費者問題のうち、特定の分野(例：金融分野、賃貸借分野等)に限って活動する法人であっても、その活動を通じて消費者全体の利益擁護を図ることを目的としていると認められるのであれば、適格消費者団体から除外する必要はないと考えられる。

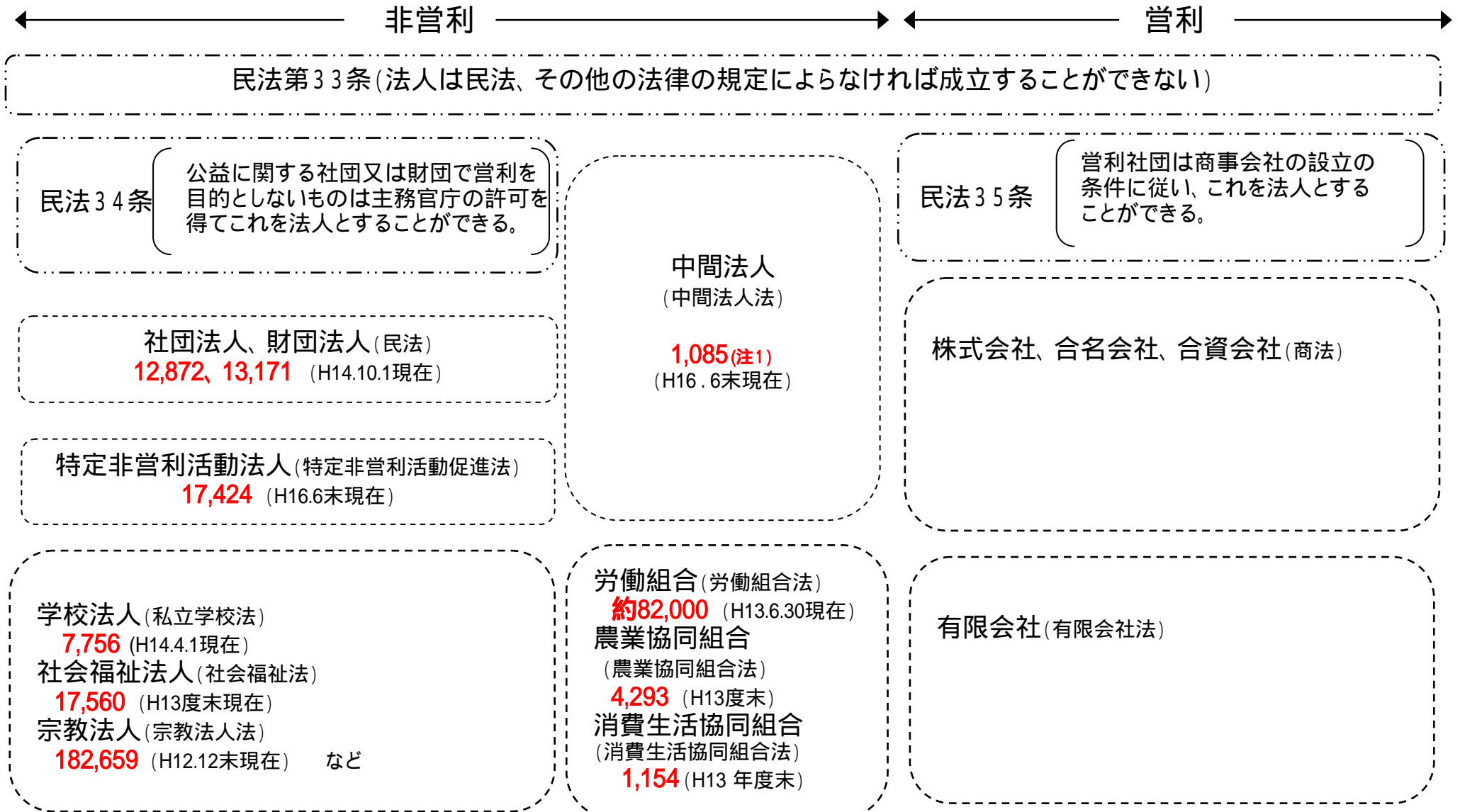
なお、「団体の目的」の要件を規定する際には、差止請求権の公正・的確な行使を確保する観点から、法人が行うべきでない活動として、あらかじめ定型化・類型化して制限すべきものはないか、併せて検討する必要があるのではないか。(参考4)

< イメージ例 >

○ 以下のような活動を通じて消費者全体の利益擁護を図ることを目的とする団体

- ・ 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明
- ・ 消費者に対する啓発及び教育
- ・ 消費者被害の防止及び救済のための活動
- ・ その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための活動

(参考2) わが国の法人制度の概要



(注1) 中間法人数は、統計上の推計値

(参考3) 生活協同組合法、宗教法人法等

(1) 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)

(組合基準)

第二条 消費生活協同組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 一定の地域又は職域による人と人との結合であること。
 - 二 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。
 - 三 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - 四 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
 - 五 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これをなすこと。
 - 六 組合の剰余金を出資額に応じて割り戻す場合には、その限度が定められていること。
- 2 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(2) 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)

(労働組合)

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

- 一 役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの
- 二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。
- 三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの
- 四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

(3) 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)

(宗教団体の定義)

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(4) 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(5) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)

(定義等)

第三条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

(6) 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう

(7) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)

第八条 組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員(農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の十五の二第三項及び第五項を除き、以下この節において同じ。)のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導

二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

- 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
 - 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
 - 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
 - 六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
 - 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
 - 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
 - 九 農村工業に関する施設
 - 十 共済に関する施設
 - 十一 医療に関する施設
 - 十二 老人の福祉に関する施設
 - 十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設
 - 十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - 十五 前各号の事業に附帯する事業
- 2～31（略）

（8）生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）

（目的）

第一条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（生活衛生同業組合）

第三条 営業者は、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定める業種ごとに、生活衛生同業組合（以下「組合」という。）を組織することができる。

（原則）

第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

（事業）

第八条 組合は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずる

- ことが阻害され若しくは阻害されるおそれがあり、又は組合員の営業の健全な経営が阻害され若しくは阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限
- 二 政令で定める業種につき、前号に規定する事態が存する場合における営業方法の制限
- 三 政令で定める業種につき、第一号に規定する事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定
- 四 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- 五 組合員の営業に関する食品等の規格又は基準に関する検査
- 六 組合員の営業に関する共同施設
- 七 組合員に対する構造設備又は営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金のあつせん（あつせんに代えてする資金の借入れ及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付けを含む。）
- 八 組合員の営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成に関する施設
- 九 組合員の福利厚生に関する事業
- 十 組合員の共済に関する事業
- 十一 第一号又は第二号に掲げる事業に関する組合協約及び組合員の経済的地位の改善のためにする組合協約の締結
- 十二 組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他当該事業の実施に資する事業
- 十三 前各号の事業に附帯する事業
- 2～4 （略）

（9）中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

（法律の目的）

第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（種類）

第三条 中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 一の三 火災共済協同組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

(事業協同組合及び事業協同小組合)

第九条の二 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設
- 二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入
- 三 組合員の福利厚生に関する施設
- 四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 五 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設
- 六 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 七 前各号の事業に附帯する事業

2 ~ 1 1 (略)

(参考4) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(2) 活動実績

消費者利益代表性を有すると認められるためには、単に「消費者全体の利益擁護」という文言が定款等の目的として形式的に記載されていれば足りるというものではなく、実際の事業内容が、不特定多数の消費者を対象としている等の実質を備えている必要がある。

また、これらの事業が、法人の主たる活動として、相当期間、継続的に行われていることも必要である。

団体が消費者利益代表性を有するというためには、法人の構成員（個人会員や団体会員）の事業内容ではなく、当該法人自身の事業内容に基づいて、活動実績の有無を判断するのが適切ではないか。（参考5）

なお、この活動実績については、適格消費者団体になろうと申請をしてきた法人が、

ア．十分な訴権行使基盤を有すること

イ．企業恐喝をはじめ不当な目的を有した団体等ではないこと（弊害排除）をチェックする上でも重要な指標であり、こうした観点も含め、適切な要件化を図る必要があるのではないか。

<イメージ例>

- 団体の目的に沿って、相当期間、不特定多数の消費者を対象として、以下のような活動が行われているような団体
- ・消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明
 - ・消費者に対する啓発及び教育
 - ・消費者被害の防止及び救済のための活動
 - ・その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための活動

(参考5) 活動実績を要件としている例

(1) 自然公園法

自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)

(指定)

第三十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

- 2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。
- 3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

(業務)

第三十八条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
- 二 国立公園又は国定公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。
- 三 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- 五 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）

（公園管理団体の指定基準）

第十五条の七 法第三十七条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他法第三十八条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他法第三十八条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 四 営利を目的としないことその他法第三十八条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

上記要件については、当該地域においておおむね 3 年程度相当の活動実績があることなどとされている。（環境省自然環境局長通知）

(2) 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

第十三条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。以下この条及び別表第三号において同じ。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（次項において「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第二条第一項中「設置することができる」とあるのは「設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（次項、第四条第一項第三号及び第百二条第一項において学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第三十四条（第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項、第七十六条及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項（第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第百二条第一項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」とする。

- 2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる特定非営利活動法人（以下この条及び第十九条第一項第二号並びに別表第三号において「学校設置非営利法人」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。

- 一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。
- 四 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。

(3) 人的基盤、財政基盤、組織運営体制
基本的考え方

ア．消費者団体訴訟制度が消費者全体の利益擁護のために実効的かつ適切に運用されるためには、差止請求権が的確に行使される必要がある。

そのためには、適格消費者団体は、差止請求の対象となり得る事案に関する情報の収集・分析、事業者に対する事前交渉や差止請求、消費者への情報提供等、一連の活動を適切に行うことが必要である。

イ．適格消費者団体は、こうした活動が確実に遂行される基盤として、適切な組織運営体制や人的基盤、財政基盤を備えていることが必要である。

ウ．また、それらを裏付けるものとして、活動を公正かつ適切に行うために必要な事業規程が定められている必要がある。(参考6)

<イメージ例>

○ 差止請求権を行使するために必要な活動

【情報収集】

消費者被害の情報を日常的に広範囲から入手

- ・ 消費者相談電話を常設
- ・ 会員に、日常的な業務において、消費者被害の相談を行っている者（弁護士・司法書士・消費生活相談員等）や消費者問題に関心の強い一般消費者、消費者団体関係者がおり、これら会員がもたらす情報を端緒として、消費者被害 110 番等により、具体的な被害情報を収集できる
- ・ 消費者被害の情報収集をしている他団体等の連携先から、情報提供が受けられる

【情報分析】

- ・ 収集された消費者被害の情報の中から、消費者全体の利益擁護に関わると思われる事例を選定
- ・ 専門的な検討スタッフ（弁護士・司法書士等）により、被害事例についての法的検討を行う
- ・ 事業者との事前交渉、訴訟提起等、対外的な活動が必要であるかどうかを検討

【事業者への申し入れ活動・差止請求権行使】

- ・ 事業者との事前交渉を行う
- ・ 差止請求権を行使する

【情報の提供】

- ・ 事業者との事前交渉や裁判の結果等をホームページやパンフレットにて、一般消費者に周知

(参考6) 規程を定めることを求める例

(1) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)として指定することができる。

- 2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業であつて犯罪被害等の早期の軽減に資するものを行うものとする。
 - 一 被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。
 - 二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。
 - 三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。
 - 四 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により被害者等を援助すること。
- 3 被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行うに当たつては、第一項の指定を受けないで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならない。
- 4 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第二項第二号又は第四号に規定する事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者等の同意を得て、当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる。
- 5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。
- 8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
- 9 第一項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）

（指定）

第四条 犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等（法第二十二條第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、次の要件を満たすものについて行う。

- 一 定款等において援助事業を行う旨の定めがあること。
- 二 次条に定める要件を満たす犯罪被害相談員等が相談事業等を行うために必要な数以上選任されていること。
- 三 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者
 - ロ 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く。）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者
- 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - 二 その他援助事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者
- 四 援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な施設が備えられていること。
- 五 援助事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、法第二十三條第二項第四号に規定する事業を行うために必要な資産その他援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な人的及び経理的な基礎を有すること。
- 六 相談事業等を適正かつ確実にを行うために必要な事業規程が定められていること。
- 七 相談業務等に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられていること。
- 八 援助事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより援助事業の遂行が不公正になるおそれがないこと。
- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する法人でないこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、援助事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

なお、犯罪被害者等早期援助団体に関する「事業規程」においては、
ア．「相談事業を行う時間及び休日に関する事項」
イ．「相談事業等を行う場所に関する事項」
ウ．「犯罪被害相談員等の選任及び解任に関する事項」
エ．「相談事業等に関する研修に関する事項」
オ．「相談事業等の実施を統括管理する者に関する事項」
カ．「相談事業等の実施の方法に関する事項」
キ．「全各号に掲げるもののほか、相談事業等の実施に関し必要な事項」
について定めることとされている。（規則第一条第三項）

組織運営体制

ア．差止請求権を的確に行使するためには、適切な組織運営体制の下で、健全で透明性の高い事業運営が行われている必要がある。

具体的には、

イ．適格消費者団体においては、

- ・ 差止請求権を行行使するために必要な一連の活動を行う部門等が明確であること、また、各部門において消費者の意見が十分に反映される仕組みが設けられていること
- ・ それらの部門が団体の意思決定を行う機関（理事会等）と明確に分離されていること
- ・ それらの一連の活動を行うために独自の事務局を設置し、所要の職員を置いていること

が必要ではないか。（参考7）

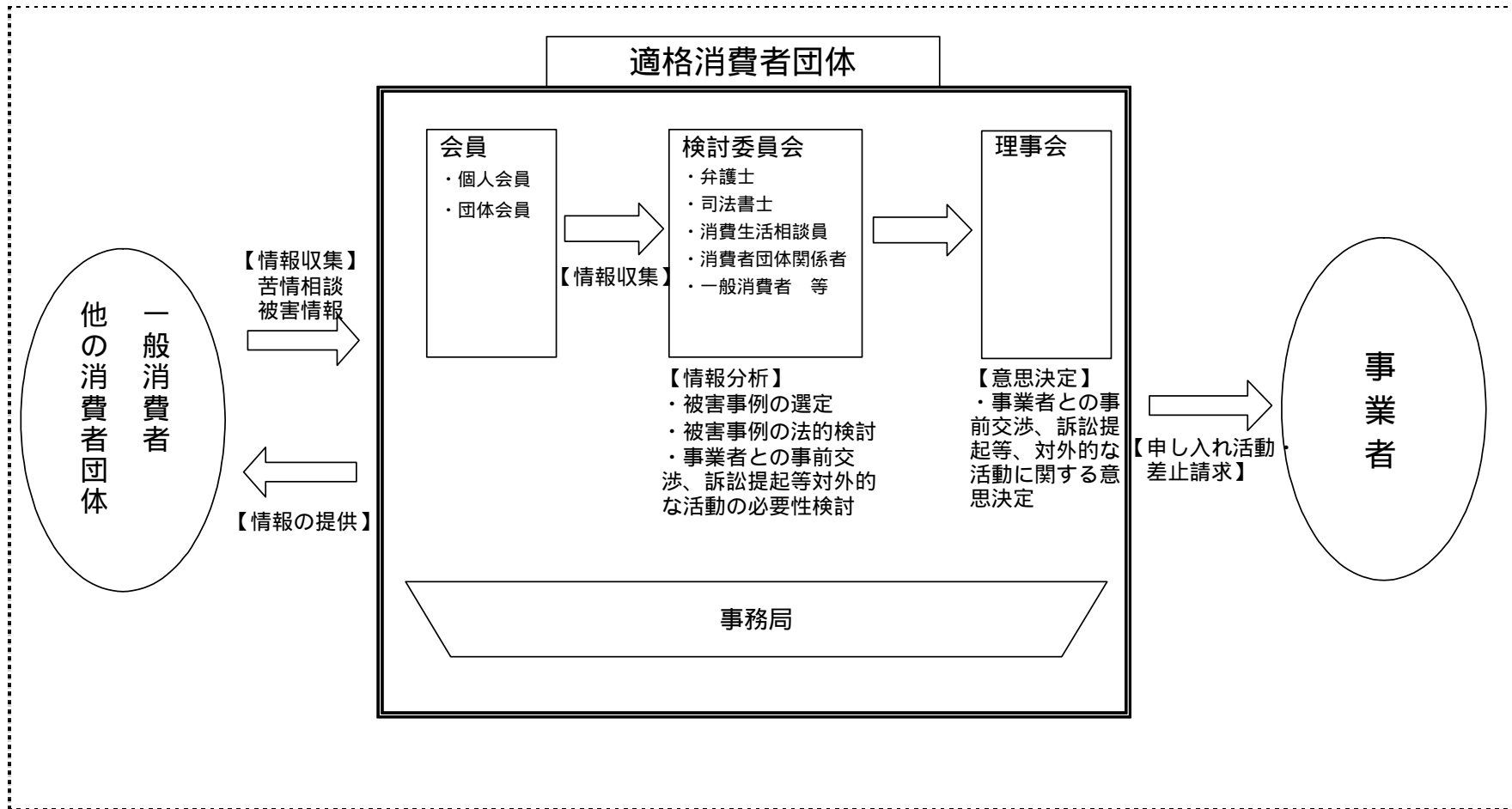
ウ．また、情報管理・情報公開等の面で、

- ・ 一連の活動で知り得た個別具体的な情報を適切に管理するために必要な措置が講じられていること
- ・ 一方で、事業運営の透明性を確保するため、事業活動に関し一定の情報開示がなされていること
- ・ 監査等により、事業運営の健全性が担保されていること

が必要ではないか。

（詳細は次回検討委員会〔3月31日予定〕において議論の予定）

<イメージ例>



(参考7) 事業遂行に必要な組織及び職員を有していることを求める例

(1) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業であつて犯罪被害等の早期の軽減に資するものを行うものとする。

一~三 (略)

四 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により被害者等を援助すること。

3~8 (略)

9 第一項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成十四年国家公安委員会規則第一号)

(指定)

第四条 犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等(法第二十二條第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。)を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、次の要件を満たすものについて行う。

一~四 (略)

五 援助事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、法第二十三條第二項第四号に規定する事業を行うために必要な資産その他援助事業を適正かつ確実に行うために必要な人的及び経理的な基礎を有すること。

六~十 (略)

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

（都道府県暴力追放運動推進センター）

第三十一条 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であること。
- 二 次項第三号から第五号までの事業（以下「相談事業」という。）に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年又は暴力団から離脱する意志を有する者（第三項において「相談の申出人等」という。）に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下「暴力追放相談委員」という。）が置かれていること。
- 三 その他次項に規定する事業を適正かつ確実にを行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- 二 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
- 三 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- 四 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- 五 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- 六 公安委員会の委託を受けて第十四条第二項の講習を行うこと。
- 七 不当要求情報管理機関（不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいう。）の業務を助けること。
- 八 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
- 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十八条に規定する少年指導委員に対し第四号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。
- 十 前各号の事業に附帯する事業

3～9 （略）

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）

（都道府県センターの基準）

第六条 法第三十一条第一項第三号 の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる相談事業の種別（法第三十一条第二項第三号、第四号又は第五号の事業の別をいう。以下同じ。）の区分に従い、次に定める暴力追放相談委員の数がそれぞれ当該種別の相談事業を行うために必要な数以上であること。

イ 法第三十一条第二項第三号 の事業 次のいずれかに該当する暴力追放相談委員

（１） 第四条第三号 イに該当する者

（２） 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずる業務に関する知識経験を有すると認められる第四条第三号 二又はホに該当する者

ロ 法第三十一条第二項第四号 の事業 次のいずれかに該当する暴力追放相談委員

（１） 第四条第三号 ロに該当する者

（２） 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行う業務に関する知識経験を有すると認められる第四条第三号 二又はホに該当する者

ハ 法第三十一条第二項第五号 の事業 次のいずれかに該当する暴力追放相談委員

（１） 第四条第三号 ハに該当する者

（２） 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行う業務に関する知識経験を有すると認められる第四条第三号 二又はホに該当する者

二 相談事業を行うために必要な数の相談室その他暴力追放事業を適正かつ確実にを行うために必要な施設が備えられていること。

三 暴力追放事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うために必要な額の基金その他暴力追放事業を適正かつ確実にを行うために必要な人的及び経理的な基礎を有すること。

四 その他暴力追放事業を適正かつ確実にを行うことができると認められるものであること。

人的基盤

ア．差止請求権を的確に行使するためには、消費者被害の実情に精通するとともに、法的な分析が要求されると考えられる。

このため、消費者問題や法律問題についての専門的知識や経験等を備えた人材を確保していることが必要ではないか。

イ．具体的には、消費生活相談員、弁護士、司法書士等の専門家が想定されるのではないか。(参考8)

<イメージ例>

- 消費生活相談員、弁護士、司法書士等の専門家が確保されており、また、これらの専門家が、消費者被害の情報収集・分析・企業への申し入れ・訴訟提起等の活動を行う組織（検討委員会等）に参画し、専門的見地から助言・提言を行い、組織の意見集約を支えているような団体
- 定期的に行われる上記組織の会合等に、消費生活相談員、弁護士、司法書士等の専門家が常時、出席しているような団体

(参考8) 専門性を求める例

(1) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)として指定することができる。

2~8 (略)

9 第一項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成十四年国家公安委員会規則第一号)

(指定)

第四条 犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等(法第二十二条第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。)を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、次の要件を満たすものについて行う。

一 (略)

二 次条に定める要件を満たす犯罪被害相談員等が相談事業等を行うために必要な数以上選任されていること。

三~十 (略)

(犯罪被害相談員等の要件)

第五条 犯罪被害相談員及び犯罪被害者直接支援員は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であつて、次に掲げる要件を満たしている二十五歳以上の者でなければならない。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

- 2 犯罪被害相談員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 一 犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね三年以上の者
 - 二 犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね三年以上の者
 - 三 犯罪被害等に関する相談に関し前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 3 犯罪被害者等給付金申請補助員は、犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であって、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。
 - 一 未成年者
 - 二 成年被後見人又は被保佐人
 - 三 破産者で復権を得ないもの

(2) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）

（認証の基準）

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

- 一 その専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。
- 二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること。

三・四 （略）

五 手続実施者が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

六～十六 （略）

(3) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）

（許可の基準）

第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

- 一 資本の額が五億円以上の株式会社でない者
- 二 第二十四条第一項の規定により第三条の許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない株式会社
- 三 この法律若しくは弁護士法 又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社
- 四 常務に従事する取締役のうちその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士のない株式会社
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する株式会社
- 六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある株式会社
- 七 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は監査役（以下この号において「役員等」という。）のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
 - ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- 八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - 二 この法律若しくは弁護士法 又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 債権の管理又は回収に関し、刑法（明治四十年法律第四十五号）暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）貸金業の規制等に関する法律 若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 又はこれらに相当する外国の法令により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の

執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

へ 暴力団員等

ト 債権回収会社が第二十四条第一項の規定により第三条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該債権回収会社の役員等であった者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

チ 債権管理回収業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

八 債権管理回収業を適正に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社

財政基盤

ア．差止請求権を的確に行使するためには、活動が継続的に遂行される必要があり、運営経費や訴訟に要する費用等一定の費用が必要である。このため、適格消費者団体は十分な財政基盤を有していることが必要である。

イ．この財政基盤については、事業を運営するための必要な資金の額、調達方法、運営状態等から総合的に判断すべきものであり、ボランティアの協力を得たり、他団体からの寄附を利用することも考慮されてよいのではないか。(参考9)

<イメージ例>

- 年間の支出見込が具体的に算定されており、かつそれに見合う確実な収入の見通しがあるような団体
- 債務超過でないこと
- 寄付金等の収入を予定している場合や、訴訟費用をボランティアで賄うことによって支出の軽減を予定している場合は、その見込みが確実であること

(参考9) 財政基盤を求める例

(1) アルコール事業法

アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)

(製造の許可)

第三条 アルコールの製造(精製(アルコールの利用価値を高めるため蒸留その他の方法によりアルコールの不純物を除去することをいう。以下同じ。))を含む。第十五条を除き、以下同じ。))を業として行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。)又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人(アルコールの製造に係る事業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所

四 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

五 主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地

六 製造場及び貯蔵所ごとの設備の能力及び構造

七 事業開始の予定年月日

八 その他経済産業省令で定める事項

(許可の基準)

第六条 経済産業大臣は、第三条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 アルコールの数量の管理のための措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

アルコール事業法施行規則（平成十二年通商産業省令第二百九号）

（製造許可の申請）

第二条 法第三条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

- 一 別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類
- 二 製造場又は貯蔵所ごとの図面及び製造設備、貯蔵設備その他の設備の配置図
- 三 所要資金の額及び調達方法を記載した書類
- 四 主たる技術者の履歴書
- 五 申請者（申請者が法人である場合にはその法人及びその法人の業務を行う役員、未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にはその法定代理人を含む。）が法第五条 各号に該当しないことを誓約する書面
- 六 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

2 法第三条第二項第八号の経済産業省令で定める事項は、現に営んでいる他の事業の種類とする。

3 法第三条第二項 の規定により同条第一項 の許可の申請をしようとする者が個人である場合において、経済産業局長は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項 の規定により、申請をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項 に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、許可の申請をしようとする者に対し、住民票を提出させることができる。

アルコール事業法第6条第1号中の「適確に遂行するに足りる経理的基礎」とは、事業を運営するにあたり、必要な資金の額、調達方法、経営状態等から総合的に判断して、資金面において継続的な事業活動が可能な状態を指す（「アルコール事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」）

(2) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）

（犯罪被害者等早期援助団体）

第二十三条 公安委員会は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者（以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。）として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業であつて犯罪被害等の早期の軽減に資するものを行うものとする。

一 被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。

四 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により被害者等を援助すること。

3～8 （略）

9 第一項の指定の手續その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）

（指定）

第四条 犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等（法第二十二條第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、次の要件を満たすものについて行う。

一～四 （略）

五 援助事業の円滑な運営を行うために必要な組織及び職員、法第二十三條第二項第四号に規定する事業を行うために必要な資産その他援助事業を適正かつ確実にを行うために必要な人的及び経理的な基礎を有すること。

六～十 （略）

(3) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (平成十六年法律第百五十一号)

(認証の基準)

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者 (以下「申請者」という。) が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一～十六 (略)

(4) 団体の規模

団体の規模については、消費者利益代表性を判断する基準の一つであるとの考え方や、訴権行使基盤を判断する基準の一つであるとの考え方があり得る。

訴権行使基盤という観点については、差止請求が紛争の最終的な解決手段である裁判制度に関わる問題であることに鑑みると、「人的基盤、財政基盤、組織運営体制」等の項目においてみたように、消費者問題や法律問題についての専門的知識や経験等を備えた人材の確保や、情報収集・分析体制、これらを支える独自の事務局等が整備されていることが重要と考えられる。

したがって、団体の構成員数（会員数）ではなく、こうした体制面での整備が十分図られているかをもって、「団体の規模」が必要と考えられる趣旨を満たしているか否かを、判断すべきではないか。

消費者利益代表性という観点については、消費者団体訴訟制度が特定の者や団体の構成員（会員）の利益擁護ではなく、消費者全体の利益擁護を目的としたものであることに鑑みると、「法人格、団体の目的、活動実績」等の項目において見たように、その活動（事業）が消費者全体の利益擁護のために積極的に展開されていることが重要と考えられる。

したがって、団体の構成員数（会員数）ではなく、団体の活動実績等において、活動（事業）の受益範囲・規模（例えば、活動実績の期間や、活動の頻度、活動の規模（対象人数、あるいは広域性））が十分なものとなっているかをもって、「団体の規模」が必要と考えられる趣旨を満たしているか否かを、判断すべきではないか。（参考10）

(参考10) 諸外国における団体の規模要件とその趣旨

| 国 | ドイツ | フランス | イギリス |
|---------|---|---|--|
| 具体的要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の利益擁護という任務の下で活動している団体もしくは75名以上の自然人構成員を有すること | <ul style="list-style-type: none"> ・全国レベルの団体については1万人以上の会員 ・地方レベルの団体についてはその地方の実情に応じた会員を有すること ・下部組織がある場合は、その下部組織の会員数を加算できる | (構成員の規模についての要件なし) |
| 要件設定の趣旨 | <p>不当な目的を持って訴訟を提起するためだけに設置されるような団体や給付能力(資金)の不十分な小団体を排除するという観点から設定</p> | <p>消費者利益の代表性という観点から設定</p> | <p>全国消費者評議会のように、組織構成上会員が存在しない団体であっても消費者保護において重要な活動を行っている団体もあるため、構成員の規模についての要件は設定していない。</p> |

(備考) 「諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査」 平成16年9月 内閣府国民生活局
「注釈ドイツ約款規制法」(改訂普及版) 石田喜久夫編 同文館

(5) 事業者等からの独立性

適格消費者団体は、消費者の意見を十分反映して運営されるべきものであるが、当該団体が特定の事業者や事業者団体（以下「事業者等」）の影響下にある場合、事業者の不当な行為に対して十分な対応が期待し得ない、競合する事業者に対する不当な訴えが提起されるおそれがあるなどの問題が想定される。消費者全体の利益を擁護するという消費者団体訴訟制度の趣旨に鑑みると、事業者等からの独立性を要件とすることが必要である。

この趣旨に鑑みると、「事業者等からの独立性」については、基本的に次のように論点整理できるのではないか。

(影響を排除すべき「事業者等」について)

適格消費者団体は、まず、営利を目的とする事業者等（会社、個人営業等）からの影響を排除する必要があるのではないか。

また、非営利の事業者等（各種の組合や学校法人、社会福祉法人、宗教法人、NPO法人、公益法人、弁護士、医師等）からの影響も排除すべきか否か。

(「独立性」についての考え方)

- ・ 独立性については、適格消費者団体が差止請求権を的確に行使し得るか否かは、適格消費者団体の「役員」が意思決定等を適切に行い得るかがポイントであり、適切な意思決定等を担保できる仕組みを作る必要があるのではないか。

具体的には、

ア．「事業者等」を役員から外す

あるいは、

イ．「事業者等」が役員のお半数を占めたり、代表権を有したりしないようにする

等の仕組みが考えられるのではないか。

- ・ また、適格消費者団体の構成員（例えば社団法人やNPO法人の社員）等についても、事業者等との関連性を考慮し、役員に準ずる制限を設ける必要があるか否か。

でみたように、「事業者等」の対象をどのように考え、それを踏まえ、役員の構成等をどのように規律するかについては、いろいろな組み合わせが考えられるが、他の立法例を参考にしつつ、本制度の趣旨、消費者団体の実態・在り方等を総合的に勘案し、どのような要件（仕組み）が適当であるかについて検討するのが適当ではないか。（参考 11、12、13）

また、役員構成等の公正さを確保していても、個別のケースによっては、一部の役員と不当行為を行う事業者等の間に利害関係が生ずる場合（役員が当該事業者等の役員をしている場合など）が想定されるが、こうした場合の弊害を排除することについては、どう考えるべきか。（参考 14）

なお、消費者団体の中には、活動資金の確保等のために事業を行っている団体もあり、「消費者全体の利益擁護」という目的の遂行（消費者生活に関する情報収集・提供、啓発・教育、消費者被害の防止・救済等）に支障のない限りにおいて、「その他の事業」を行うことは許容されるものと考えられる。

ただし、この場合も、目的等適格要件の審査や事後的担保措置等により、当該事業と同種の事業を行っている競合相手等に対し、不当な差止請求を行うといった弊害が生じないようにすべきではないか。

【参考】

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3（略）

「事業」とは

「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」であるが、営利の要素は必要でなく、営利の目的をもってなされるかどうかを問わない。また、公益・非公益を問わず反復継続して行われる同種の行為が含まれ、さらには「自由職業（専門的職業）」の概念も含まれるものと考えられる。

（参考：「逐条解説 消費者契約法」より抜粋）

(参考 11) 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号)

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員 (非常勤の者を除く。) は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(参考 12) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律第八十一号)

(登録基準等)

第九条 国土交通大臣は、登録の申請をした者 (以下この項において「登録申請者」という。) が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第十三条の評価員 (別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当するものに限る。以下この号において同じ。) が住宅性能評価を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。
 - イ 別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分ごとに、それぞれ当該各号の下欄に掲げる数 (その数が二未満であるときは、二) 以上であること。
 - ロ 別表の各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分の二以上にわたる住宅について住宅性能評価を行う場合にあつては、第十三条の評価員の総数が、それらの区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる数を合計した数 (その数が二未満であるときは、二) 以上であること。
- 二 登録申請者が、業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築住宅の建設工事を請け負う者 (以下「住宅関連事業者」という。) に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、住宅関連事業者がその親会社 (商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第二百十一ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。) であること。
 - ロ 登録申請者の役員 (合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員) に占める住宅関連事業者の役員又は職員 (過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。) の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者 (法人にあつては、その代表権を有する役員) が、住宅関連事業者の役員又は職員 (過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であったものを含む。) であること。

(参考 13) 民事法律扶助法 (平成十二年法律第五十五号)

(指定等)

第五条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、全国に一を限って、民事法律扶助事業を行う者として指定することができる。

- 一 民事法律扶助事業を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。
- 二 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員及び職員の構成が民事法律扶助事業の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 三 民事法律扶助事業以外の事業を行っているときは、その事業を行うことによって民事法律扶助事業の遂行が不公正になるおそれがない者であること。
- 四 第十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ロ この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 2 法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。
- 4 法務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（参考 14）裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）

（認証の基準）

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一・二 （略）

三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。

四 申請者の実質的支配者等（申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）又は申請者の子会社等（申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

五～十六 （略）

(6) 暴力団等反社会的存在の排除

差止請求権を行使しようとする適格消費者団体が暴力団等の反社会的存在の支配の下にある場合、正当な権利行使を装って事業者等に不当な要求を行うことが想定される。

このため、このような反社会的存在からの独立性を要件とする必要がある。

このように想定される弊害については、他の立法例では、

- ・ 関係省庁と連携して、暴力団等が法人の活動を支配していたり、役員となっていたり、業務に従事していたりしないようにする
- ・ 役員から、一定の刑罰に処せられてから一定期間を経過しない者を除く

等法人の実態に着目した規制を設けたり、役員の欠格事由規定を整備することなどにより、対応しているところであり、消費者団体訴訟制度においてもこれらを参考にしながら、適切な要件設定を検討する必要があるのではないか。(参考 15)

(参考 15) 反社会的存在からの独立性を求める例

(1) 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)

(許可の基準)

第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

- 一 資本の額が五億円以上の株式会社でない者
 - 二 第二十四条第一項の規定により第三条の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社
 - 三 この法律若しくは弁護士法 又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社
 - 四 常務に従事する取締役のうちにその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士のない株式会社
 - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する株式会社
 - 六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある株式会社
 - 七 取締役若しくは執行役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又は監査役(以下この号において「役員等」という。)のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
 - ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者
 - 八 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ニ この法律若しくは弁護士法 又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ホ 債権の管理又は回収に関し、刑法(明治四十年法律第四十五号) 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号) 貸金業の規制等に関する法律 若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 又はこれらに相当する外国の法令により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ヘ 暴力団員等
 - ト 債権回収会社が第二十四条第一項の規定により第三条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該債権回収会社の役員等であった者で当該取消しの日から五年を経過しないもの
 - チ 債権管理回収業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 八 債権管理回収業を適正に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社

(許可に関する意見聴取)

第六条 法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、前条第五号、第六号及び第七号へに該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

2 法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、弁護士である取締役について、当該取締役がその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有するものであるか否かに関し、日本弁護士連合会の意見を聴くものとする。ただし、当該取締役がその所属する弁護士会の推薦を受けた者であるときは、この限りでない。

(2) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令(前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項及び第四十四条の二を除き、以下同じ。)で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ)

口 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

（役員の欠格事由）

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 暴力団の構成員等

六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

（意見聴取）

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては警視總監又は道府県警察本部長（次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。）の意見を聴くことができる。

(3) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)

(民間紛争解決手続の業務の認証)

第五条 民間紛争解決手続を業として行う者(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

(欠格事由)

第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 五 この法律又は弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 六 第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
- 七 認証紛争解決事業者で法人(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第九号、次条第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第十七条第三項において同じ。)であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において、その取消しの日前六十日以内にその役員(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第九号において同じ。)であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- 十 個人でその政令で定める使用人のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 十一 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- 十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(認証に関する意見聴取)

第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。

2 法務大臣は、第五条の認証をしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。)の有無について、警察庁長官の意見を聴かなければならない。

3 法務大臣は、第一項に規定する処分又は決定をしようとする場合には、法務省令で定めるところにより、次条第一項に規定する認証審査参与員の意見を聴かなければならない。

